

徳島県個人情報保護審査会答申第103号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年10月17日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇.〇.〇（〇）に県と私が協議した書類 農山漁村振興課，農業基盤課，管財課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年10月31日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報のうち農業基盤課所管のものについて、作成しておらず、保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年11月2日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年12月20日（同月21日受付）、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

本来台風〇号による氾濫に関する原因を、国・県に尋ねたものであり、国土交通省・農水省と県の担当課・県土・那賀農林・にぎわいづくり課は、何らかの回答及び伺い書類と協議した書類を出しているが、この度、県は「回答しない」と決定した、課の決定した伺い書類が無いのはおかしいと「〇〇自主防災会として、資料を提示し「自然災害で死人が出たら」どうするのか協議をした。これら行為は正に、「枉法行為」そのものです。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている保有個人情報とは、平成〇年〇月〇日に実施機関が県庁監察課の情報公開個人情報総合窓口（以下「県庁総合窓口」という。）で対応した内容を記録した文書と特定した。

内容については、台風〇号による氾濫に関する原因についてであるが、実施機関で管理している水路はないことから、「回答できない。」と担当者が伝えたものであり、このことについて、上司に口頭による報告を行ったことから、審査請求人が主張する協議録は作成していない。

以上により、実施機関は、本件請求に係る対象個人情報を保有しておらず、条例第15条第2号に該当することから、本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成〇年〇月〇日に県庁総合窓口において、実施機関の職員が審査請求人に対応した内容を記載した文書に記録された個人情報と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、平成〇年〇月〇日に審査請求人と実施機関の職員が話をしているが、その内容は、台風〇号による氾濫に関する原因についてであり、実施機関で管理している水路はないことから、回答できないと担当者が伝えたものであり、協議録は作成していないとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応内容の記録及び報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成することとはなっていない。

ウ また、本件請求は、農山漁村振興課に対しても行われており、当審査会において、平成30年7月31日付け答申第74号で審議し、審査請求人から台風〇号による水路の氾濫に関し、水路を管理する土地改良区に指導を求める話があり、土地改良区への指導は、南部総合県民局産業交流部（阿南）が行っていることが判明している。

エ 以上により、上司に対し、口頭の説明で足りると考え、協議録を作成しなかつ

たとする実施機関の説明に不合理な点はなく，本件請求に係る保有個人情報について，文書を作成しておらず，保有していないとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は，本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果，冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は，次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年12月20日	諮問
令和 2年 2月20日	審議 (第119回審査会)
4月27日	審議 (第120回審査会)
5月29日	審議 (第122回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	令和2年4月1日から
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	令和2年3月31日まで
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長